

服装，身なりについての規定（令和6年4月改定案）

瀬戸内町立古仁屋中学校

項目	男子	女子
身だしなみ	<ul style="list-style-type: none"> ・清潔な髪型にする。 ・前髪は，目にかからない。 ・肩にかかる生徒は結ぶ。結ぶゴム・ピンの色は黒・紺・茶。 ※ 結んだ髪は高く上げず，ゴム・ピンなどで留める。 ・パーマ，染髪，整髪料は禁止。（縮毛矯正については学校に相談すること） ・眉の形は変えない。（整える程度は可） 	
上着	夏	<ul style="list-style-type: none"> ・本校指定の白の開襟シャツ
	冬	<ul style="list-style-type: none"> ・本校指定の濃紺の襟付きのセーラー服 ・濃紺のスカーフ
	冬	<ul style="list-style-type: none"> ・本校指定の標準型学生服。 ・上着の下は開襟シャツを必ず着用する。
下着	<ul style="list-style-type: none"> ・派手でなく，透けないもの（白・ベージュ・グレー・紺・黒の無地）を着用する。 	
防寒着	<ul style="list-style-type: none"> ・防寒着として，学生服・セーラー服の下に派手ではないトレーナー等を着てもよい。 ・下に使用しているものが外に出ないようにする。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・暑くなって学生服を脱いだ場合は，必ず，開襟シャツの姿とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・寒い時期は黒タイツを着用してもよい。 ・タイツをはく場合は靴下をはかなくてもよい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・膝掛け（膝にかけるのみ使用許可） 	
ボタン	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生指定用 ・ボタンをはめる 	<ul style="list-style-type: none"> ・袖口などのスナップを留める。
ズボン	<ul style="list-style-type: none"> ・本校指定標準型の黒ズボン 	<ul style="list-style-type: none"> ・本校指定の紺色。 ・スカート丈は立て膝をして膝がかくれる程度とする。
スカート		
ベルト	<ul style="list-style-type: none"> ・黒色で装飾がないもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
靴下	<ul style="list-style-type: none"> ・くるぶしの隠れる長さの靴下（ワンポイント可）で，色は白・黒・紺とする。 ・学校行事，儀式的行事の際は白の靴下を着用する。 ・ルーズソックスは禁止。 	
靴	<ul style="list-style-type: none"> ・本校指定の靴 白色（アサヒ・月星） 	
上履き	<ul style="list-style-type: none"> ・本校指定のスリッパ 1年：グレー，2年：緑，3年：紺 	
ネーム	<ul style="list-style-type: none"> ・糸で縫いつける（1年：白，2年：緑，3年：紺） 	
ジャージ	<ul style="list-style-type: none"> ・本校指定のもの 	
水着	<ul style="list-style-type: none"> ・スクール水着か競泳用の水着 派手でないもの 	
カバン	<ul style="list-style-type: none"> ① 本校指定の3wayバッグ（正カバン） ② 本校指定の補助カバン（正カバンに入らない学用品を入れる） ③ 部活動でそろえて購入したカバン（補助カバンに学用品が入りきらない場合に使用を認める） 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・化粧（アイプチを含む）をしない。 	
禁止項目	<ul style="list-style-type: none"> ・装飾品（ピアス，ブレスレット，ネックレスト，ミサンガ，指輪，ネイルアート等）禁止 ・シャツ出しをしない。（体育服を含む） ・タオルを首にかけたり，手にぶら下げたりしない。 ・学用品以外を持ち込まない。 	